

山口市徳地農業公社補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市徳地新規就農者技術習得施設（以下「習得施設」という。）の管理・運営事業の管理主体である（社）山口市徳地農業公社（以下「農業公社」という。）が研修生等の新規就農者に対する就農地斡旋等の就農支援業務に要する人件費の負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は次に定めるとおりとする。

(1) 農業公社事務局長

(補助金の額)

第3条 前条に規定した補助対象者に対する補助金の額は次の表のとおりとする。

補 助 対 象 者	補 助 率
農業公社事務局長	年間人件費の75%の内 1/2 (37.5%)

2 農業公社事務局長の職を公益的法人等への山口市職員の派遣等に関する条例（平成17年山口市条例第36号。以下「条例」という。）並びに同条例施行規則（平成17年山口市規則第32号）に基づき、山口市から派遣した職員が就く場合は、前項に規定する補助率にかかわらず、農業公社事務局長にかかる年間人件費とする額から、山口市が農業公社に対して山口市徳地新規就農者技術習得支援施設の指定管理料として支払う委託料のうち農業公社事務局長にかかる人件費とする額に、農業協同組合が農業公社に対して農業公社事務局長にかかる人件費として補助する額を合算して得た額を差し引いて得た額を補助金の額とする。

(補助金の交付方法)

第4条 補助金の交付については、前期（4月～9月分）、後期（10月～3月分）の2回に分けて交付するものとする。

(補助金の申請)

第5条 前条に規定した補助金の交付を受けようとするときは、山口市徳地農業公社補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出するものとする。

- 一 前期については4月から9月までにかかる人件費が分かる書類
- 二 後期については10月から3月までにかかる人件費が分かる書類

(補助金の交付決定)

第6条 前条の規定による補助金の申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、山口市徳地農業公社補助金交付決定通知書（別記様式2号）によりその旨を申請者に通知

する。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、必要と認める場合、交付金を概算払により支払うことができる。

2 補助金の交付の決定を受けたときは、山口市徳地農業公社補助金概算払請求書(別記様式第3号)を市長に提出し概算払を受けることができる。

(精算報告書)

第8条 第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けたときは、次に掲げる期日までに山口市徳地農業公社補助金精算報告書(別記様式4号)を市長に提出しなければならない。

(1) 前期分の補助金については10月末日

(2) 後期分の補助金については4月末日

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の精算報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額の確定をし、山口市徳地農業公社補助金額確定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 前項の規定による通知を受けたときは、山口市徳地農業公社補助金精算払請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の徳地町業公社補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

平成 年 月 日

山 口 市 長 様

申請者住所
氏名

印

平成 年度山口市徳地農業公社補助金交付申請書

山口市徳地農業公社補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 _____ 円

< 補助金の内訳 >

年間	事務局長分		
	人件費①	①×0.75 ②	補助額③ ②×0.5
	円	円	円

補助金交付申請額 (補助金③) = _____ 円

(別記様式第2号)

第 号
平成 年 月 日

社団法人山口市徳地農業公社
理事長 様

山 口 市 長

平成 年度山口市徳地農業公社補助金交付決定通知書

平成 年 月 日に申請のありました平成 年度山口市徳地農業公社補助金について審査をしたところ、適当であると認められました。つきましては、次のとおり交付することに決定したので、山口市徳地農業公社補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 _____ 円

(別記様式第3号)

平成 年 月 日

山 口 市 長 様

補助金請求者 住所
氏名

印

平成 年度山口市徳地農業公社補助金精算払（概算払）請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年度山口市徳地農業公社補助金について、山口市徳地農業公社補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

(別記様式第4号)

平成 年 月 日

山 口 市 長 様

住 所
氏 名

印

平成 年度山口市徳地農業公社補助金精算報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度山口市徳地農業公社補助金について、山口市徳地農業公社補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり精算報告します。

記

< 人件費の内訳 >

(単位：円)

年間	事務局長分		
	人件費①	①×0.75 ②	補助額③ ②×0.5
	円	円	円

補助金交付精算額 (補助金③) = 円

(添付書類) 前期若しくは後期の人件費がわかる書類

(別記様式第5号)

平成 第 年 月 日

山口市徳地農業公社
理事長 様

山 口 市 長

平成 年度山口市徳地農業公社補助金額確定通知書

平成 年 月 日付けで提出のありました平成 年度山口市徳地農業公社補助金精算報告書に基づき、補助金の額を次のとおり確定したので、山口市徳地農業公社補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金確定額 _____ 円